

(設置)

第1条 弘前大学大学院地域社会研究科に、弘前大学大学院地域社会研究科入学試験・広報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生の募集に関すること。
- (2) 入学試験の実施に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) その他、入学試験及び広報に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長が指名した副研究科長
- (3) 各講座から選出された教員各1名
- (4) その他委員会が必要と認めた者

(委員長)

第4条 弘前大学入学試験委員会規程(平成16年規程第20号)第8条第3項の規定により、委員会の委員長は研究科長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(全学の入学試験に関する委員会委員)

第5条 全学の入学試験委員会委員と入学者選抜選考委員会委員は、第3条第1号及び第2号に規定する委員をもって充てる。

(委員の任期)

第6条 第3条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第8条 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、当該委員の指名した者が委員として代理出席をすることができる。

(委員以外の出席)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、人文・地域研究科事務部において処理する。

(その他)

第11条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 弘前大学大学院地域社会研究科入学試験委員会申合せは、廃止する。